

シミュレーション利用規約

第1条（利用規約の適用範囲）

ユニバーサルゴルフスタジオ（以下「当社」という）は、会員制のシミュレーションゴルフバー（以下「本施設」という）を運営する者であり、本利用規約は、本施設の運営にあたり、本施設を利用する会員及びビジターに適用されます。

第2条（会員）

会員とは、本利用規約の内容を承諾の上、本利用規約に基づいて入会申込手続きを行い、当社が、これを承認した者をいいます。

第3条（入会）

- 1 入会を希望する者は、当社が別途定める方法にて入会を申込みものとします。
- 2 当社は、前項の申込を受付けた場合、必要な審査・手続き等を行い、入会申込者に対し、予約または施設利用に必要な「会員ID」を付与し、入会を承認し、入会申込者が次条により入会金を支払った時点で、入会契約が成立し会員となるものとします。
- 3 当社は、審査の結果、入会申込者が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
 - (1) 本利用規約を遵守出来ない者。
 - (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。
 - (3) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
 - (4) 医師等により運動を制限、禁止されている者。
 - (5) 過去に除名や会員資格停止となっている者。
 - (6) 既に会員になっている者。
 - (7) 入会希望者が日本国外に居住する場合。
 - (8) 入会申込者が実在しない場合。
 - (9) その他当社が会員としてふさわしくないと判断した場合。

第4条（入会金）

- 1 入会金については、当社において別途定めます。
- 2 一旦支払われた入会金は、理由の如何にかかわらず返金いたしません。ただし、入会申込に際し行う会員資格審査の上、お断りした場合は、返金いたします。
- 3 当社は、入会金に関するキャンペーンや、時期及び当社の都合に応じ期間限定で特別な料金設定をすることができるものとします。

第5条（月会費）

- 1 月会費は、別途定める金額とします。
- 2 本施設は、会員（会費）制のため、本施設のご利用がない月も会費のお支払いは必要となります。
- 3 月会費の支払方法は、クレジットカードにより行うものとします。
- 4 本条第1項の会員の種別にかかわらず、16歳未満の者の利用は18時まで、18歳未満の者の利用は22時までとします。

第6条（ビジター利用料金）

ビジターが本施設内に入室する場合に、別途定める料金をお支払い頂きます。

第7条（本施設利用料金）

- 1 本施設利用料金については別途定める料金とします。
- 2 本施設利用料金は、第4条の入会金、第5条の月会費、第6条のビジター利用料金とは別に支払う必要があります。

第8条（会員最低契約期間）

会員は、入会から6カ月は最低限契約を継続しなければならないものとし、6カ月は退会できないものとします。

第9条（本施設利用の予約及びキャンセル）

- 1 会員は、本利用規約及び別に定める料金表に同意の上、会員の種別による利用時間枠内で、当社が別途定める方法により予約申込を行うことができます。ただし、会員が指定する利用時間での利用が不可能な場合は、予約は承認されません。当社は、会員に対して、いつでも希望の時間枠に予約が取れることを保証するものではありません。
- 2 会員は、他の会員による予期せぬ利用状況等の変更により、予約どおりの個室利用ができない場合があることを、予めご了承ください。
- 3 会員は、24時以降の予約に関して、予約申込を取り消し、又は予約申込の内容を変更することはできません。この場合、会員は、本施設を利用しなかったときであっても、第7条の定めにより本施設利用料金を支払うものとします。
- 4 当社は、会員の希望する利用条件で予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、シミュレーション機器の故障・不具合、他の会員による利用状況等の変更、携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、会員が予約を申し込むことができなかつた場合又は予約が承認されなかつた場合にも、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

5 会員は、予約時にビジターを追加利用者として登録することにより、ビジターにも入室させることができますものとします。

第10条（ビジター利用）

ビジターは、会員を通じてのみ、追加利用者として予約申込みできるものとします。ただし、体験で利用する場合はこの限りではありません。

第11条（利用時間）

- 1 利用時間は、事前に予約した時間枠内で利用するものとします。
- 2 利用時間を延長する場合には、予約した時間の終了時までには延長を申し出るものとします。ただし、他の会員の予約状況など空室状況によっては、承諾できない場合があることを予めご了承ください。

第12条（ゴルフ用具の貸与）

当社は、会員及びビジターに対し、ゴルフクラブ及び靴を無料で貸与し、グローブについては販売いたします。会員及びビジターは、退去時に、貸与されたゴルフクラブ及び靴を返却しなければなりません。

第13条（本施設利用時の注意事項）

- 1 会員及びビジターは、本利用約款及びその他当社が定める規則を全て遵守しなければなりません。
- 2 会員及びビジターは、本施設内で、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 法令又は公序良俗に違反して本施設内の設備や貸し出したゴルフ用具、什器、備品、シミュレーション機器を使用すること。
 - (2) 本施設内の設備や貸し出したゴルフ用具、什器、備品、シミュレーション機器の原状を変更、改造、改変すること。
 - (3) 本施設内の設備や貸し出したゴルフ用具、什器、備品、シミュレーション機器を汚損すること。
 - (4) 本施設内の設備や貸し出したゴルフ用具、什器、備品、シミュレーション機器に落書きすること。
 - (5) 本施設内の設備や貸し出したゴルフ用具、什器、備品、シミュレーション機器、ゴルフボールを持ち出すこと。
 - (6) 本施設内にペットを持ち込むこと、又はエントランス付近につなぐこと。
 - (7) 本施設内で、当社が認めた場所以外で喫煙すること。
 - (8) 本施設内に鉄砲刀剣類や爆発物などの危険物を持ち込むこと。
 - (9) 本施設内に違法薬物、脱法ハーブ、シンナー等を持ち込むこと。

- (10) 他の会員や当社スタッフを誹謗、中傷すること。
- (11) 他の会員や当社スタッフへのセクハラ行為や暴言、暴力その他公序良俗に反する行為をすること。
- (12) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や当社スタッフが恐怖を感じる危険な行為をすること。
- (13) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で他の会員や当社スタッフを拘束する迷惑行為をすること。
- (14) 法令や公序良俗に反する行為をすること。
- (15) 本施設の管理運営の秩序を乱す行為をすること。
- (16) 当社又は他の会員若しくは第三者に著しく迷惑を掛ける行為を行うこと。
- (17) その他、上記各号に類似するような行為を行うこと。

3 本施設内で、次の行為をした会員は、入場禁止及び退場させるものとします。

- (1) 前2項に該当すると当社が判断した者。
- (2) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者と当社が判断した者。
- (3) 医師等により運動を制限、禁止されている者。
- (4) 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れがある疾患を有している者。
- (5) 警告や注意を受けたにもかかわらず、その指摘された行為を改めない者。
- (6) その他当社が会員またはビジターとしてふさわしくないと判断した者。

4 会員またはビジターが、本施設内において本条第2項の行為、または故意もしくは過失により第三者に損害を与えた場合、当該会員はその賠償責任を全て負うものとし、当社はそれらに対し一切の責務を負わないこととします。

5 前項に基づき、会員またはビジターが第三者に損害を与え、当社が会員またはビジターの代わりに、第三者に対して賠償を行った場合、当社は、会員に対し当該賠償額の求償を行うことができるものとします。

第14条（遵守事項）

会員は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当社に届けている住所、電話番号等に変更があった場合には、当社の定めた方法で、速やかに届け出なければなりません。
- (2) 会員の権利は、第三者へ貸与ならびに譲渡してはなりません。
- (3) 会員は本施設ならびに会員の権利を使用して営業行為をしてはなりません。

第15条（会員の責任）

1 会員またはビジターの故意または過失により、当社の本施設の設備や貸し出したゴルフ用具、什器、備品、シミュレーション機器等を破損・紛失・毀損するなどにより当社

が損害を被ったときは、当該会員は当社に対し、その損害を賠償するものとします。

- 2 会員及びビジターの持ち込みのクラブ等が破損、汚損した場合、当社は一切の責任を負わないこととします。
- 3 本施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故については、会員及びビジターの自己責任とし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。
- 5 会員またはビジターは、他の会員またはビジターの責に帰すべき原因により、損害を受けた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 会員またはビジターにおいて、本施設利用に際して発生した怪我、病気、事故等については、原則として会員またはビジター各自の自己責任とし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 7 紛失、盗難、天災等で本施設の建物、備品等に異常が生じた場合、当該会員またはビジターは遅滞なく当社に報告してください。

第16条（不可抗力事由による免責）

当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、シミュレーション機器の故障・不具合、他の会員による本施設の明け渡し遅延、携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、当社が本施設内の設備・備品の提供ができなくなった場合でも、これにより会員に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。

第17条（個人情報取扱い）

- 1 当社は、会員から取得した個人情報を、以下の各号に定める目的で利用します。

個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

- (1) 入会資格等の確認、本人認証、本サービスの提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、当社サービス利用実績の管理、その他取引遂行のため
- (2) 当社が提供する他のサービスの入会資格・会員資格その他サービス提供の可否の確認・判断のため
- (3) 当社の提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため（ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など）
- (4) 当社の提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動のため（アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など）
- (5) 本サービスに関して第三者が実施する調査への協力依頼のため

(6) その他、上記に付随、関連する業務の遂行のため

2 本条に定める他、当社の個人情報保護に対する取り組みについては、当社のホームページ上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に従うものとします。

第18条（退会）

1 会員は、第8条の最低契約期間を経過している場合に、1ヶ月前の申出により退会できるものとします。

2 会員が退会する場合は、書面にて当社に会社が定める必要事項を届けるものとし、当社での退会処理終了後退会となるものとします。

3 退会について、第4条の入会金の返金はないものとします。

4 月会費その他利用料等（以下「会費等」といいます。）が未納の場合には、本条第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

5 会費等は、退会が月の途中であっても、退会した月の会費を全額支払わなければなりません。

6 最低契約期間内に退会を申し出たとしても、残りの期間の会費等を支払う必要があります。

7 会員が会費等その他の債務の支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、当社は、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して支払いを求めます。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第19条（会員資格の取消）

当社は、会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 会員が死亡した場合。

(2) 会員が本利用規約に違反したとき。

(3) 会員資格を本人以外が使用したとき。

(4) その他当社において、処分が必要と判断する行為があったとき。

(5) 会員が、当社の円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、本施設の運営を妨げ、当社の名誉、信用を傷つける行為があったとき。

(6) 月会費の支払いを3ヶ月以上遅滞したとき。

(7) 申告事項に、虚偽の記載があったとき。

(8) 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。

(9) 暴力団等反社会的勢力を同伴、またはビジターとして本施設を利用させたとき。

(10) 法人で役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。

第20条（解散及び会員制の廃止）

- 1 当社は、当社の都合により、解散し、または会員制を廃止することができます。
- 2 当社は、前項の解散または会員制の廃止を決定した時、解散期日または会員制の廃止期日の1ヶ月以上前に会員へ通知するものとします。
- 3 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 4 本条による解散または会員制の廃止の場合でも、当社は、会員に対し、特別の補償を行わないこととし、会員から一旦受領した入会金や月会費を、返金する必要がないものとし、ます。

第21条（会員資格の消失）

会員は次の場合にその資格を失います。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員資格が取り消されたとき。
- (3) 会員が死亡したとき。
- (4) 当社が解散したとき。
- (5) 会員制を廃止したとき。

第22条（休業）

- 1 当社は、休業日を設定することができます。
- 2 当社は次の理由により当クラブの施設の全部または一部を休業することがあります
 - (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を困難と認めたとき。
 - (2) 本施設の点検、補修または改修をするとき
 - (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
 - (4) 社会情勢の著しい変化があったとき、またはその恐れがあるとき
 - (5) 当社が休業を必要と認めるとき
- 3 前2項の場合、法令の定めまたは当社が認める場合を除き、会員が負担する諸経費の支払い義務が軽減され、または免除されることはありません。

第23条（通知予告）

本利用規約および当社に関する通知または予告は、当社所定の場所やホームページに提示する方法により行います。

第24条（本利用規約その他の諸規則の改定）

- 1 当社は、以下のいずれかの場合で、必要と認めたとき、本利用規約、細則、その他当

社の運営、管理に関する事項を、いつでも任意に変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、会員が本施設を利用する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本利用規約の変更にあたり、本利用規約の変更の効力発生日の2週間前までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、ホームページ等所定の場所に掲載する方法により、これを周知します。
- 3 会員が本利用規約の変更を同意しない場合、会員の唯一の対処方法は、本契約を解約することのみとなります。会員が、前項の通知において指定した日付までに解約を行わない場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第25条（協議事項及び管轄裁判所）

- 1 本利用規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社と会員の間で協議し解決するものとします。
- 2 会員と当社の間で紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とします。

附則。

本利用規約は2022年4月27日より発効します。